

(平成21年10月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	39 件
国民年金関係	24 件
厚生年金関係	15 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	35 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	25 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 3 月

私は、昭和 44 年 9 月に国民年金に加入し、国民年金保険料は、私がずっと納付してきた。61 年 3 月に、夫が就職して厚生年金保険に加入したため、市役所の行政センターで、国民年金の任意加入被保険者への種別変更手続を行った。きちんと手続を行い、保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 3 月に国民年金の任意加入被保険者への種別変更手続を行ったと主張しているところ、申立人が所持する国民年金手帳には、同年 3 月に任意加入被保険者の資格を取得し、同月中にその資格を喪失した旨の記載があるが、社会保険庁のオンライン記録には、当該資格取得及び喪失の記録が無いことから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

また、申立人は、申立人の主張どおり、昭和 44 年 9 月に国民年金に加入して以降申立期間直前の 61 年 2 月までの国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められ、納付意欲の高かった申立人が、国民年金の種別変更手続を行っておきながら、1 か月と短期間である申立期間の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から50年12月まで

私は、昭和48年9月ごろ、区役所で婚姻届を提出した際に、国民年金と国民健康保険の加入手続を行った。それから10日ぐらい経った後に、未納分の国民年金保険料をさかのぼって納付し、それ以降については、集金人に3回程度に分けて夫婦二人分の保険料を納付していた。また、昭和49年度及び50年度については、金融機関で納付書により夫婦二人分の保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年9月ごろ、国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人は、国民年金の加入手続を行った際の状況について鮮明に記憶している上、申立人が申立期間当時居住していた区役所が保管する受付処理簿によると、申立人の国民年金の加入手続時期が同年9月となっていることが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立期間以後の国民年金保険料を完納している上、保険料を前納するなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料の納付状況について、支払方法や支払金額など具体的かつ詳細に記憶しており、保険料の納付意識が高かった申立人が、国民年金の加入手続を行っておきながら、加入当初の保険料を一度も納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 2696

第1 委員会の結論

申立人の平成5年12月及び6年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月及び6年1月

私は、平成元年12月に会社を退職した後に国民年金の加入手続を市役所で行った。2年3月に結婚してからは、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付書により現金で納付しており、申立期間の妻の保険料は納付済みとされているにもかかわらず、私の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ2か月と短期間である。

また、申立人は、結婚後の国民年金保険料について、申立人の妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、申立期間と近接する平成3年12月から4年4月までの期間については、夫婦同一日に保険料を納付していることが確認できるとともに、申立期間当時、一緒に保険料を納付していたとする申立人の妻の保険料は納付済みとされていることから、申立人のみ保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人の妻は、「申立期間の国民年金保険料については、未納がないように夫婦二人分を一緒に納付した。」旨証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 2697

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月まで

私は、30 歳になった昭和 54 年ごろ、独立して仕事ができるようになり、父親からも勧められたので、市役所で国民年金の加入手続を行った。

その後、市役所内にある銀行の窓口や自宅近くの郵便局などで国民年金保険料を納付していた。また、私が所持している所得税の確定申告書（控）には、社会保険料控除として、申立期間の国民年金保険料の支払額が計上されている。私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の昭和 55 年分及び 56 年分の確定申告書（控）を所持しているところ、その社会保険料控除欄には、申立人の国民年金保険料の支払額が計上されており、その金額は、その当時の保険料額にほぼ一致していることから、申立人は、当該確定申告書に係る期間について、保険料を納付していた可能性が高いものと認められる。

また、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の住所及び仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間は 1 回、かつ 12 か月と短期間であり、申立人は、国民年金の加入手続以後、申立期間を除き保険料を完納するなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 3 月から同年 4 月までの期間及び 56 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 9 月から 43 年 9 月まで
② 昭和 47 年 3 月から同年 4 月まで
③ 昭和 56 年 3 月

申立期間①の国民年金保険料は、私は、同居していた私の兄や職場の同僚と一緒に集金人に納付していた。申立期間②及び③については、私の妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。申立期間①は、本来強制加入期間であるにもかかわらず、未加入で保険料を納付していないとされていること、及び申立期間②及び③の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③については、それぞれ 2 か月及び 1 か月と短期間である。

また、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻は、申立期間②のうち、昭和 47 年 4 月及び申立期間③の保険料が納付済みになっていることから、申立人のみ保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間②及び③について、申立人は、国民年金加入期間である申立期間②の直前の期間及び申立期間③の直後の期間の保険料は納付済みとされている上、申立期間を除いて国民年金保険料はすべて納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

2 一方、申立期間①については、申立人が保管する国民年金手帳の昭和 43

年 10 月以降の検認欄には検認印が押印されているが、同年 9 月以前の検認欄には斜線が引かれている。

また、申立人は、集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 47 年 11 月ごろに払い出されていることが確認でき、申立期間①のうち昭和 42 年 9 月から 43 年 3 月までの期間の過年度保険料は集金人には納付することができないことから、申立内容とは一致しない。

さらに、申立期間①について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 3 月から同年 4 月まで及び昭和 56 年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月から46年3月まで

私の妻は、私の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の国民年金保険料については、一緒に特例納付を行った妻の保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、私の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が国民年金の加入手続を行った後に、申立人とその妻の夫婦二人分の未納期間の国民年金保険料をまとめて納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年3月に払い出されていることが確認できることから、この時期は第一回特例納付が実施されていた時期である上、申立期間は強制加入被保険者とされていたことから、申立期間の保険料を特例納付により納付することは可能であった。

また、申立人は、申立人の妻と一緒に特例納付を行ったとしているところ、妻は特例納付により保険料を納付していることが認められることから、申立人のみ保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人及びその妻は、夫の申立期間を除いて保険料の未納はなく、保険料の納付意識が高かったことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続は、父親が行い、結婚するまでの間の国民年金保険料も父親が、父親と母親と私の 3 人分を一緒に納付してくれていたと思う。私は、結婚する前に、父親から、私の国民年金の加入のことや、国民年金保険料は父親が払っていることを聞いた記憶がある。父親が、父親と母親の国民年金保険料だけを納付して、私の保険料を納付していないはずはないので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の父親は、国民年金制度発足当初の昭和 36 年 4 月に国民年金に加入後、60 歳に到達するまでの期間の保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立人は、申立人の父親が、父親、母親及び申立人の 3 人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、申立人の父親及び母親の申立期間の保険料は納付済みとされている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは昭和 45 年 4 月ごろであると推認されるが、その時点において、申立期間は、過年度納付により保険料を納付することが可能な期間である上、申立期間直後の昭和 44 年度の保険料は納付済みとされていることが申立人の特殊台帳によ

り確認できることから、納付意欲の高かった申立人の父親が 44 年度の保険料のみ納付して、12 か月と短期間である申立期間の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 2 月から 62 年 3 月までの期間及び平成元年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 10 月から 54 年 3 月まで
② 昭和 60 年 2 月から 62 年 3 月まで
③ 平成元年 1 月から同年 3 月まで
④ 平成 9 年 7 月から 14 年 8 月まで

私の元夫が、私が 20 歳になった昭和 40 年に、市役所で私と元夫の夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。加入手続後の申立期間①の国民年金保険料については、元夫が集金人に納付していた。59 年に転居後の申立期間②及び③の保険料については、私が納付書により郵便局で夫婦二人分を納付していた。再婚後の申立期間④の保険料については、私が納付書により郵便局で納付していたにもかかわらず、申立期間①から④までの保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③について、申立人は、納付書により郵便局で国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人が保険料を納付していたとする郵便局は当時実在し、保険料を収納していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立期間②及び③の国民年金保険料について、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、その元夫の申立期間の保険料は納付済みとされている。

さらに、申立期間②について、申立人は、申立期間②直後の昭和 62 年度の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できるが、その時点では申立期間②の保険料は過年度納付により納付することが可能であったと

ともに、申立期間②の保険料は、納付済みとされている申立期間②後の保険料よりも安価であったことから、申立人が申立期間②の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、申立期間③について、申立期間は3か月と短期間である。

- 2 一方、申立期間①について、申立人は、昭和40年に元夫が国民年金の加入手続を行い、夫婦二人の国民年金保険料を集金人に納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続や保険料を納付していたとする元夫からも証言を得ることができないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間①の国民年金保険料について、申立人の元夫が夫婦二人分の保険料を納付していたと主張しているが、その元夫についても、申立期間の大半の保険料は申立人と同様に未納となっている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年6月に払い出されていることが確認できるが、申立人は、過年度納付等により申立期間の保険料をまとめて納付した記憶もなく、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立期間④について、申立人は、郵便局で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、申立期間当時の保険料の納付時期、納付金額等の記憶が不明確であることから、保険料の納付状況が不明である。

その上、申立人が申立期間①及び④の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年2月から62年3月までの期間及び平成元年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月から同年9月まで

私は、平成4年7月に会社退職後、8月になってから国民健康保険の手続に行った際に、持参していた年金手帳を提出し、同時に国民年金の加入手続を行った。

加入手続の際に平成5年3月分までの保険料の納付書を発行され、しばらくは経済的に余裕がなく納付していなかったが、延滞金が加算されると知り、12月のボーナス支給後に、当時勤務していた会社の中の金融機関で3か月分の保険料をまとめて納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ3か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、当時勤務していた会社の中の金融機関で納付したと主張しているところ、申立人が保険料を納付したとする金融機関は当時実在し、保険料を収納していたことが確認できるとともに、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間について実際に納付した場合の保険料額とおおむね一致することから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人の母親は、「当時、娘（申立人）から、ボーナスが支給されたので国民年金保険料を納付してきたと聞いた。」旨証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月から50年3月まで

私の妻は、結婚した昭和50年10月に、区役所で私の国民年金の加入手続を行った。私は、妻から、結婚するまで国民年金保険料を払っていなかったことを凄く怒られたことを記憶している。

その後、未納となっていた申立期間の保険料を納付しようとしたが、高額のため一度では納付できなかったため、妻が日々の生活を圧迫しないように、毎月の給料から3回又は4回に分けて保険料を納付した。妻から、「これで全部納付してきたから大丈夫だ。」と聞いた憶えがある。

私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、結婚した昭和50年10月に、申立人の妻が国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の資格取得時期から、51年1月に行われたものと推認できるが、この時期には、特例納付は実施されていない。また、仮に申立内容のとおり、昭和50年10月の加入手続後、3回又は4回に分けて申立期間の保険料を納付したとすれば、第2回特例納付により納付したことになるが、申立期間のうち、48年4月から同年9月までの保険料は第2回特例納付によっても納付できないことから、申立期間については、特例納付を利用して保険料を納付していたとは考えにくい。

一方、申立人は、その妻から、結婚するまで保険料を納付していなかったことについて指摘されたことや、未納とされていた保険料をすべて納付

してきたことを聞かされたことなど、保険料を納付した当時の状況について鮮明に記憶している上、その妻自身も 20 歳から国民年金に加入し、結婚するまでの間、保険料をすべて納付していることを踏まえると、納付意識の高かったその妻が、申立人の保険料の未納を指摘しておきながら、全く、それまでの未納保険料を納付しなかったとも考えにくく、少なくとも加入手続を行ったと推認できる昭和 51 年 1 月時点で過年度納付することが可能な 48 年 10 月から 50 年 3 月までの保険料は、納付したものと考えても特段不合理な点はみられない。

- 2 しかしながら、申立期間のうち、昭和 42 年 6 月から 48 年 9 月までの期間については、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認できる 51 年 1 月時点では、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、既に他界しているため、申立人の加入手続及び保険料の納付状況の詳細について確認することはできない。

さらに、申立期間のうち、昭和 42 年 6 月から 48 年 9 月までの期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 10 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 2704

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 4 月まで

私の父親は、国民年金制度が発足したころ、区役所で子供 4 人分の国民年金の加入手続を行い、その後、子供がそれぞれ結婚するまでの間、国民年金保険料を納付していた。私は、姉と 2 人の兄の保険料が納付済みとされているにもかかわらず、私の保険料のみ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が、国民年金制度が発足したころ、区役所で子供 4 人分の国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、昭和 36 年 3 月に、その父親がその当時居住していた区において、申立人、申立人の姉及び 2 人の兄の国民年金手帳記号番号が 4 名連番で払い出されていることが確認できる。

また、申立人は、申立人の父親が、国民年金の加入手続後、子供 4 人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、申立人の姉及び 2 人の兄については、国民年金制度発足当初から保険料が納付済みとされており、その父親が、子供 4 人分について国民年金の加入手続を行っておきながら、申立人の保険料のみ納付しなかったのは不自然である。

さらに、申立期間は 1 回、かつ 13 か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年5月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から52年3月まで
② 昭和59年5月から同年6月まで

私が短大を卒業した後に、母親が自宅にきていた国民年金の集金人に私の国民年金の加入手続を依頼した。国民年金保険料については、母親が集金人に母親と私の二人分の保険料を納付していた。

また、昭和59年7月に結婚後、転居先の市役所で国民年金の変更手続を行った際に、窓口で結婚前の国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立期間は2か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間②の国民年金保険料について、転居先の市役所で国民年金の変更手続を行った際に納付したと主張しているところ、申立人の所持する年金手帳から、申立人は、昭和59年8月に変更手続を行っていることが確認でき、その時点では申立期間②の保険料を納付することは可能であった上、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間②について実際に納付した場合の保険料額とおおむね一致することから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、申立期間②後の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、結婚後も国民年金に任意加入しているなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

2 一方、申立期間①について、申立人は、申立人の母親が申立人の国民年

金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の母親は、申立期間当時の保険料の納付時期、納付金額等の記憶が不明確であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 52 年 5 月に払い出されていることが確認できるが、申立人の母親は、過年度納付等により申立期間の国民年金保険料をまとめて納付した記憶もなく、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間うち、昭和 59 年 5 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 2706

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付を免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から同年 12 月まで

私達夫婦は、昭和 42 年 5 月に自営業を始めたが、経済的な事情により夫婦二人で一緒に免除申請の手続きを行い、50 年 1 月から国民年金保険料の免除を受けた。その後の手続きについては、毎年、市役所から免除申請に関する文書が送付されてきたことから、その都度、私の妻が市役所に行って免除申請の手続きを行っていた。申立期間が、申請免除期間とされず、未納期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 9 か月と短期間である。

また、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は免除されている上、その前後を通じて、申立人は同一市内に居住しており生活状況に特段の変化は認められないことから、申立期間についても、申請免除に該当する期間であったことが推認でき、申立期間の保険料のみ免除とされていないのは不自然である。

さらに、申立人は、夫婦で一緒に免除申請の手続きを行い、昭和 50 年 1 月から国民年金保険料の免除を受けて以降、毎年、市役所から免除申請に関する文書が送付されてきたことから、その都度、申立人の妻が市役所に行って免除申請の手続きを行ったと主張しているところ、申立期間を除き 50 年 1 月から 62 年 3 月までの期間はすべて申請免除期間であることが確認できることから、申立人が申立期間についても、免除申請を行っていたという主張には信憑性^{びよう}が認められる。

加えて、社会保険庁のオンライン記録では昭和 56 年 1 月から同年 3 月まで

の期間が申請免除期間とされているが、平成6年11月から申立人が居住していた市の申立人の年金納付履歴画面では55年4月から同年6月までの期間が申請免除期間とされていることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 2707

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付を免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から同年 12 月まで

私達夫婦は、昭和 42 年 5 月に自営業を始めたが、経済的な事情により夫婦二人で一緒に免除申請の手続を行い、50 年 1 月から国民年金保険料の免除を受けた。その後の手続については、毎年、市役所から免除申請に関する文書が送付されてきたことから、その都度、私が市役所に行って免除申請の手続を行っていた。申立期間が、申請免除期間とされず、未納期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 9 か月と短期間である。

また、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は免除されている上、その前後を通じて、申立人は同一市内に居住しており生活状況に特段の変化は認められないことから、申立期間についても、申請免除に該当する期間であったことが推認でき、申立期間の保険料のみ免除とされていないのは不自然である。

さらに、申立人は、夫婦で一緒に免除申請の手続を行い、昭和 50 年 1 月から国民年金保険料の免除を受けて以降、毎年、市役所から免除申請に関する文書が送付されてきたことから、その都度、申立人が市役所に行って免除申請の手続を行ったと主張しているところ、申立期間を除き 50 年 1 月から 61 年 12 月までの期間はすべて申請免除期間であることが確認できることから、申立人が申立期間についても、免除申請を行っていたという主張には信憑性が認められる。

加えて、社会保険庁のオンライン記録では昭和 56 年 1 月から同年 3 月まで

の期間が申請免除期間とされているが、平成6年11月から申立人が居住していた市の申立人の夫の年金納付履歴画面では55年4月から同年6月までの期間が申請免除期間とされていることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から40年3月までの期間及び40年10月から41年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年10月から40年3月まで
② 昭和40年10月から41年3月まで

国民年金制度創設時に、母親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、当時同居していた兄夫婦の分と一緒に母親が納付していたはずである。

また、昭和38年7月に結婚してからは、夫が夫婦二人分の保険料を納付しており、夫から、保険料はすべて納付していると聞いていたにもかかわらず、申立期間が申請免除とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立人の母親が、国民年金制度創設時に申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和36年1月に兄夫婦と連番で払い出されていることが確認できる上、一緒に保険料を納付していたとする兄夫婦については、申立人が結婚するまでの期間の保険料は納付済みとされていることから、申立人の母親が申立人の保険料のみ納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立人は、結婚後の国民年金保険料について、申立人の夫が夫婦二人分の保険料と一緒に納付していたと主張しているところ、その夫の結婚後の保険料は納付済みとされている。

さらに、申立人の兄は、「当時、母親から、妹（申立人）の保険料について、申請免除としたと聞いたことはない上、義弟は自分の保険料のみ納付するようなことはなかったはずである。」旨証言している。

- 2 申立期間②について、申立期間は6か月と短期間であるとともに、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて、申立人の住所や夫の仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間②のみが申請免除とされているのは不自然である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月から60年3月まで

私は、区役所の窓口で国民年金の加入手続後、最寄りの金融機関の窓口で納付書により夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。私は、国民年金に加入してから、一度も保険料を納付し忘れたことがない。

私は、申立期間について、夫の保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、最寄りの金融機関の窓口で納付書により夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人は、保険料を納付した際の状況について、詳細かつ鮮明に記憶している上、申立人が述べる保険料額は、申立期間当時の保険料額とほぼ一致している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和60年9月ごろに払い出されており、申立期間は過年度納付によるほかないが、申立人の保険料の納付記録によると、申立期間直前の58年7月から同年9月までの保険料が過年度納付されている上、申立期間以降は、保険料の未納がないことなどを踏まえると、申立人が、加入手続を行っておきながら、過年度納付が可能な期間のうち、わずか3か月分の保険料のみ納付したのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間について、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の夫は、申立期間の保険料が納付済みとされている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から44年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から44年6月まで

私は、私の母親から、私が学生で20歳になった時、私の国民年金の加入手続きを行い、私が就職して厚生年金保険に加入するまでの間の国民年金保険料を納付していたと聞いており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ21か月と比較的短期間である。

また、申立人は、自分が20歳になった時、母親が自分の国民年金の加入手続きを行ったと主張しているところ、昭和40年3月に、社会保険庁から国民年金被保険者の適用についての通達が発出されており、20歳に到達した適用対象者に対して国民年金の加入勧奨が行われていることから、申立人の母親がその勧奨を受けて申立人の国民年金の加入手続きを行ったとしても不自然ではない。

さらに、申立人の姉は、「母親から、妹の国民年金の加入について相談を受け、その後、妹の国民年金の加入手続きを行った連絡を受けたことを記憶しており、国民年金保険料も母親が納付していた。」旨証言しており、その姉からの口頭意見陳述において、証言内容が明確に認められた。

加えて、申立人の国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の母親は、自分自身も国民年金に加入して保険料をすべて納付していることから、国民年金に対する納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 6 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月から 38 年 3 月まで

長男が生まれた後、しばらくして、集金人から、「今なら、さかのぼって国民年金保険料を納付することができる。」と言われたので、私は、2 回に分けて、昭和 36 年 4 月までさかのぼって夫婦二人分の保険料を納付した。私は、未納となっていた期間について、すべて保険料を納付したにもかかわらず、最初の一部分の保険料のみ納付済みとされ、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、いずれも申立期間を除き、60 歳到達時点まで国民年金保険料をすべて納付しており、納付意欲が高かったものと認められるとともに、申立期間の保険料を納付したとする契機も明確であり、申立内容は基本的に信用できる。

また、申立人夫婦の特殊台帳からは、夫婦とも昭和 49 年から実施されていた特例納付により、その時点で未納であった期間の国民年金保険料を納付しようとしたことがうかがわれるが、行政側で本来特例納付としての保険料を収納すべきところ、誤って定額保険料を収納したため、未納期間の一部にしか充当できず、結果として、夫婦とも保険料の残額が生じてしまった形跡がみられる。

しかし、申立人夫婦は、第 2 回特例納付実施期間中に、過去の未納期間の保険料をすべて納付する意思を有していたと考えられるところ、前述の残額については、夫については、平成 6 年 7 月まで、妻については、現在に至るも還付された形跡がないこと、かつ、申立人夫婦は、当時未納であった期間

の保険料を2回に分けて納付したとしていることを考え併せると、本来の特例納付保険料と誤って収納された定額保険料との差である不足分については、別途納付書が発行されていたとするのが自然であり、申立人夫婦は、その不足分の納付書に基づき、申立期間の保険料を納付したと考えるも特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 9 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月から 45 年 3 月まで

長男が生まれた後、しばらくして、集金人から、「今なら、さかのぼって国民年金保険料を納付することができる。」と言われたので、私の夫は、2回に分けて、昭和 36 年 4 月までさかのぼって夫婦二人分の保険料を納付した。私は、私の夫が、未納となっていた期間について、すべて保険料を納付したにもかかわらず、最初の一部の保険料のみ納付済みとされ、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、いずれも申立期間を除き、60 歳到達時点まで国民年金保険料をすべて納付しており、納付意欲が高かったものと認められるとともに、申立期間の保険料を納付したとする契機も明確であり、申立内容は基本的に信用できる。

また、申立人夫婦の特殊台帳からは、夫婦とも昭和 49 年から実施されていた特例納付により、その時点で未納であった期間の国民年金保険料を納付しようとしたことがわかるが、行政側で本来特例納付としての保険料を収納すべきところ、誤って定額保険料を収納したため、未納期間の一部にしか充当できず、結果として、夫婦とも保険料の残額が生じてしまった形跡がみられる。

しかし、申立人夫婦は、第 2 回特例納付実施期間中に、過去の未納期間の保険料をすべて納付する意思を有していたと考えられるところ、前述の残額については、夫については、平成 6 年 7 月まで、妻については、現在に至るも還付された形跡がないこと、かつ、申立人夫婦は、当時未納であった期間

の保険料を2回に分けて納付したとしていることを考え併せると、本来の特例納付保険料と誤って収納された定額保険料との差である不足分については、別途納付書が発行されていたとするのが自然であり、申立人夫婦は、その不足分の納付書に基づき、申立期間の保険料を納付したと考えるも特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

私は、昭和 36 年ごろ、当時同じ敷地内に住んでいた伯父に勧められ、夫婦二人で国民年金に加入した。申立期間の国民年金保険料は、夫婦二人分を当時同じ敷地内に住んでいた従姉夫婦とともに伯父に預け、その伯父が納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を当時申立人と同じ敷地内に居住していた申立人の従姉夫婦の保険料と一緒に申立人の伯父に預け、その伯父が納付していたと主張しているところ、その従姉は、「私達夫婦の保険料も申立人の伯父に預けていた。伯父は預かった保険料はちゃんと納付していたはずである。」と証言していると上、保険料を一緒に申立人の伯父に預けたとする申立人の従姉夫婦の申立期間の保険料は納付済みとされている。

また、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 35 年 12 月に夫婦連番で払い出されており、納付意欲が高かった申立人が、国民年金制度発足前に加入手続を行っておきながら、加入当初の 12 か月と短期間である申立期間の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 2714

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

私は、昭和 36 年ごろ、当時同じ敷地内に住んでいた夫の伯父に勧められ、夫婦二人で国民年金に加入した。申立期間の国民年金保険料は、夫婦二人分を当時同じ敷地内に住んでいた夫の従姉夫婦とともに夫の伯父に預け、その伯父が納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を当時申立人と同じ敷地内に居住していた申立人の夫の従姉夫婦の保険料と一緒に申立人の夫の伯父に預け、その伯父が納付していたと主張しているところ、その従姉は、「私達夫婦の保険料も申立人の夫の伯父に預けていた。伯父は預かった保険料はちゃんと納付していたはずである。」と証言している上、保険料と一緒に申立人の夫の伯父に預けたとする申立人の夫の従姉夫婦の申立期間の保険料は納付済みとされている。

また、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の夫が厚生年金保険に加入してからも国民年金に任意加入するなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 35 年 12 月に夫婦連番で払い出されており、納付意欲が高かった申立人が、国民年金制度発足前に加入手続を行っておきながら、加入当初の 12 か月と短期間である申立期間の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 8 月から同年 9 月までの期間及び 61 年 2 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 8 月から同年 9 月まで
② 昭和 61 年 2 月から同年 3 月まで

私は、会社退職後しばらくの間は国民年金に加入していなかったが、夫から、「国民年金に加入しておいた方が将来必ず役に立つ。」と言われ、夫が会社を退職した際に自分で市役所に行き、夫婦二人分の加入手続を行った。その後、夫が厚生年金保険に加入後も任意加入し、保険料を未納とにならないように集金人に納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立期間はそれぞれ 2 か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、集金人に納付していたと主張しているところ、申立人が居住していた市では、当時、集金人制度が存在していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の夫が厚生年金保険に加入後も国民年金に任意加入しているなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 2716

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から同年3月まで

私の父親が、昭和36年ごろに町役場出張所で私の国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、母親が私の国民年金手帳を持参し、役場出張所や金融機関で納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ3か月と短期間である。

また、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて、申立人及びその両親の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 2717

第1 委員会の結論

申立人の平成6年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月

私は、申立期間当時、大学の寮に住んでいたため、私の母親が、私の国民年金保険料を納付していた。母親は、集金人に自身の保険料と一緒に、私と父親の保険料を納付していた。私は、母親が納付してくれた申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、その母親は、保険料を納付した際の状況について、具体的に証言している。

また、申立人の母親は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から国民年金の加入可能月数が満了するまでの間、保険料を完納している上、その母親と一緒に保険料を納付していたとするその父親も、国民年金加入期間の保険料がすべて納付済みとされていることを踏まえると、納付意識の極めて高かったその母親が、申立人のわずか1か月のみの保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の両親の住所及び仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、事業主は、申立人が昭和28年9月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、34年6月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和28年9月から29年9月までは7,000円、29年10月から30年9月までは8,000円、30年10月から31年9月までは9,000円、31年10月から32年7月までは1万円、32年8月から33年7月までは1万4,000円、33年8月から34年5月までは1万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月から34年6月1日まで

私は、昭和28年4月から35年2月29日までA社に継続して勤務していたが、同社B作業所に勤務していた間の厚生年金保険の記録が欠落している。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する失業保険受給資格者証及びA社B作業所の同僚の証言から、申立人が申立期間に同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人が所持する昭和28年9月分から同年11月分までの給与明細書から厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、A社の事務を承継しているC社が保管する申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届には、申立人の資格取得日は昭和28年9月1日と記載されている。

加えて、C社が保管する昭和30年8月1日に事業主から社会保険事務所に提出された健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書に

は、申立人に係る記載があることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間のうち、昭和 28 年 9 月 1 日から 34 年 6 月 1 日までの期間について、事業主は、申立人が 28 年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、34 年 6 月 1 日であったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届、健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書及び同僚の記録から昭和 28 年 9 月から 29 年 9 月までは 7,000 円、29 年 10 月から 30 年 9 月までは 8,000 円、30 年 10 月から 31 年 9 月までは 9,000 円、31 年 10 月から 32 年 7 月までは 1 万円、32 年 8 月から 33 年 7 月までは 1 万 4,000 円、33 年 8 月から 34 年 5 月までは 1 万 8,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち昭和 28 年 4 月から同年 9 月 1 日までの期間については、複数の同僚から A 社においては、数箇月間の試用期間があった旨の供述があることから、申立人は、当該期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち昭和 27 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日までは、A 社の事業主は、申立人が 27 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る同社における厚生年金保険の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間における標準報酬月額については、昭和 27 年 1 月から同年 3 月までを 2,500 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日まで
② 昭和 28 年 4 月 17 日から 29 年 7 月 5 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いと言われた。申立期間①は、A 社において板金の仕事をしていました。また、申立期間②は、B 社で溶接、組立ての仕事をしていましたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険業務センターが保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳を確認したところ、申立人の A 社における被保険者資格喪失日は、昭和 27 年 4 月 1 日と記載されていることから、同社の事業主は、申立人が同日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、上記被保険者台帳の記録から 2,500 円とすることが妥当である。

申立期間②については、申立人が提出した退職証明書から申立人が当該期間に B 社に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人の同僚は、「試用期間があり、最初の 1 年くらいは厚

生年金保険に加入できなかった。」と供述している。

また、上記の同僚は、「B社では、厚生年金保険に加入させてもらえない従業員がいた。私は、事業縮小のため、同社を退職後、昭和30年ごろ、同社に再就職したが、厚生年金保険に加入させてもらえず、その時の被保険者記録は無い。」と供述している。

さらに、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料が無く、保険料控除に係る記憶も曖昧である上、B社は昭和31年3月に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も既に死亡していることから、人事記録等の関連資料を得ることができない。

加えて、社会保険庁が保管している健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、健康保険の整理番号に欠番は見当たらない。

このほか、保険料控除に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成5年3月から6年9月までは28万円、6年10月から7年2月までは26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月1日から7年3月28日まで

私は、申立期間にはA社に勤務していた。給与は月額28万円から26万円程度であったと思う。その後、社会保険事務所の職員から、厚生年金保険の標準報酬月額が15万円に修正されていることを知らされたので、申立期間の標準報酬月額を当時の報酬額に見合ったものに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年3月から6年9月までは28万円、6年10月から7年2月までは26万円と記録されていた。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年3月28日の後の同年4月25日に、15万円に引き下げられていることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録により、申立人のほかに平成5年3月にさかのぼって標準報酬月額を引き下げられた社員が10名、同年10月にさかのぼって標準報酬月額を引き下げられた社員が7名いることが確認できるが、社会保険事務所において、このようなさかのぼった記録の訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成5年3月から6年9月までは28万円、6年10月から7年2月までは26万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年8月から6年9月まで
② 平成6年10月から8年6月まで

私は、A社に勤め、昭和62年3月から監査役をしていた。この期間のうち、平成5年8月から8年6月までの標準報酬月額が極端に下がっており納得できない。勤務中、給料の下がった時期もあるがこれほど極端に低い金額ではない。調査し訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①及び②の標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録には、当初32万円と記録されていた。

申立期間①については、申立人の当該期間に係る標準報酬月額が、平成6年4月7日付けで、さかのぼって8万円に引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録の訂正を行う合理的な理由は見当たらない。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、当該事業所の代表者及び取締役1名についても、申立人と同様の処理がなされていることが確認できる。

さらに、申立人から提出された預金通帳には、当該事業所から給与として振り込まれている金額が確認でき、その金額は、当該訂正処理後の標準報酬月額（8万円）を超えている。

加えて、A社の役員及び複数の従業員は、「同社では、社会保険料を滞納していたと思う。」と供述している。

申立期間②については、申立人の当該期間に係る標準報酬月額が、A社

が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成8年7月31日の後の同年8月5日付けで、さかのぼって、6年10月が8万円に、同年11月から8年6月までが9万2,000円に引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録の訂正を行う合理的な理由は見当たらない。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、当該事業所の代表者及び取締役1名についても、申立人と同様の処理がなされていることが確認できる。

さらに、申立人から提出された預金通帳には、当該事業所から給与として振り込まれている金額が確認でき、その金額は、当該訂正処理後の標準報酬月額を超えている。

なお、A社の代表取締役は、「同社の社会保険事務は経理担当者が行っており、申立人は権限を持っていなかった。」と供述をしていることから、申立人が、当該二度にわたる訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成6年4月7日及び8年8月5日付けで行われた訂正処理は事実即したものと考え難く、社会保険事務所が行った当該訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初事業主が社会保険事務所に届け出た32万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を、30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 11 月 4 日から 10 年 9 月 8 日まで
社会保険庁の記録では、A社の厚生年金保険の標準報酬月額が9万2,000円となっているが、同社では、セミナー出版物の営業をしており、何の資料も無く証明できないが、標準報酬月額の改ざんがあったと思われるので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、30万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成10年9月8日以降の同年10月27日付けで、9万2,000円にさかのぼって減額訂正されている上、申立人を除く5名の標準報酬月額についても、同様の処理がなされていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、30万円と訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、事業主は、申立人が主張する昭和24年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、25年9月15日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年10月1日から25年9月15日まで
② 昭和22年5月20日から24年10月1日まで
③ 昭和25年9月15日から33年3月17日まで

社会保険庁の記録では、A社に勤務していた期間の途中で退職し、再入社したことになっている。転勤した記憶はあるが、継続して同社に勤務していた。申立期間①に欠落があるのはおかしい。

また、申立期間②及び③の脱退手当金を受領したことになっているが、私は60歳になるまで社会保険事務所に行ったこともないし、脱退手当金を受給した記憶も無い。

再調査し、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された入社時（採用）稟議^{りんぎ}写し及び退職時辞令原簿写しにより、申立人は同社に昭和22年5月20日から、33年3月17日まで継続して勤務していたことが確認できる。

また、社会保険庁の保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、申立人がA社において昭和24年10月1日に資格取得し、25年9月15日に資格喪失した旨の記載が確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和24年10月1日

に資格取得、25年9月15日に資格喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、標準報酬月額については、上記の厚生年金保険被保険者台帳の記録から6,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間②及び③について、申立人が勤務していたA社B支店の被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後2年以内に資格喪失した者6名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、6名全員に脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から7か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、同時期に同社を退職した同僚は、「会社が請求手続等は全部やってくれ、脱退手当金も会社経由で受け取った。」と供述していることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による脱退手当金の代理請求がなされていた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の脱退手当金の支給額の計算に誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和33年4月15日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いと主張するほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和47年3月1日に訂正し、標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月1日から同年4月1日まで
私は、昭和37年4月1日から平成11年6月末日までA社に勤務していた。社会保険庁の記録では、同社B支店に転勤となったのが昭和47年4月1日からとなっているが、正しくは同年3月1日からである。申立期間について厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事個人票、雇用保険の加入記録及びC国民健康保険組合の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和47年3月1日にA社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店における昭和47年4月の社会保険事務所の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資格取得日について、昭和47年3月1日に届け出るべきところを、同年4月1日として届け出たと認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B所における資格喪失日に係る記録を昭和36年5月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月5日から同年5月15日まで

私は昭和33年4月5日にA社B所に入社し、平成2年3月31日に定年退職している。この間、昭和36年5月15日にA社B所から同社C本社に転勤した際の年金記録が1か月欠落している。入社以来継続して勤務しているので、年金記録を回復してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、社員履歴カード及び人事記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和36年5月15日にA社B所から同社C本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B所における昭和36年3月の社会保険事務所の記録から2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務について履行したか否かについては、事業主は、申立期間における保険料納付の記録を保存しておらず不明としており、このほかに保険料を納付したことを明らかにする関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和44年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月1日から同年6月1日まで

私は、A社において、Bの仕事をしていた。社会保険庁の記録では昭和44年4月1日から同年6月1日までが厚生年金保険に加入していないことになっているが、申立期間も同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出を受けた人事記録及び雇用保険の加入記録により、申立人が同社に昭和44年4月1日から勤務していたことが確認でき、申立人の保管する給与明細書及び昭和44年分給与所得の源泉徴収票により、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間に係る給与明細書の保険料控除額から4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月15日から同年5月31日まで

A社における平成3年4月15日から同年5月31日までの期間の標準報酬月額が26万円と記録されていた。

当時、月給26万円で勤務した記憶は無く、毎月の給与は53万円という条件で勤め始めたと記憶しており、退職後に記録が訂正された事が納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の厚生年金保険被保険者資格記録においては、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成3年10月4日)より後の5年2月23日に、さかのぼって26万円に訂正されていることが確認できる上、全従業員8名中申立人のほか5名についても同様に、さかのぼって標準報酬月額が引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録の訂正を行う合理的な理由は見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が当初社会保険事務所に届け出た53万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成2年7月1日から3年11月30日まで
社会保険庁の記録では、A社に勤務した期間のうち、平成2年7月1日から、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した3年11月30日までの標準報酬月額が53万円から8万円に引き下げられている。
しかし、標準報酬月額が大幅に減額されていることに納得できないので、申立期間の標準報酬月額を適正な金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録においては、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する53万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成4年3月31日）の後の同年5月4日付けで、8万円に減額訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、申立人は、常務取締役であったとしており、登記簿謄本で申立期間にA社の取締役であったことが確認できる。

しかし、A社の役員は、「申立人は営業担当であり社会保険の手続はしていない。」と供述している。

さらに、A社の代表取締役の妻は「主人は何でもほかの人の意見を聞かず、自分の思いどおりにするので、社会保険の標準報酬月額の減額の件は、主人の独断で行ったのではないか。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年3月1日から同年10月31日まで

社会保険庁の記録では、A社に勤務した平成12年3月1日から、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同年10月31日までの標準報酬月額が13年10月16日に59万円から9万8,000円にさかのぼって引き下げられている。給料台帳の写しを提出するので、申立期間の標準報酬月額を適正な金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する59万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成13年10月1日の後の同年10月16日付けで、9万8,000円に減額訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人の保管する給料台帳から、申立人が、申立期間に、当該訂正処理前の標準報酬月額に見合う報酬を受けていたこと及び当該訂正処理前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていることが確認できる。

さらに、商業登記簿謄本によれば、申立人は、申立期間において、取締役であったことが確認できるが、A社の同僚3名は、申立人は一級建築士として開発部門に所属しており、社会保険事務関係の仕事はしていなかったと証言していることから、申立人は、当該訂正処理に関与していなかったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た 59 万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年11月1日から7年3月31日までの期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年11月1日から7年3月31日まで
② 平成7年3月31日から同年11月ごろまで

申立期間①について、社会保険庁の記録では、A社に在籍時の標準報酬月額が8万円及び9万2,000円に訂正されている。訂正前は50万円となっており、正しい標準報酬月額に戻してほしい。

申立期間②について、私は、平成7年11月ごろまでA社に在籍し、厚生年金保険に加入していたと思うので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険庁のオンライン記録から、当初、申立人の当該期間の標準報酬月額は50万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成7年6月1日）の後の同年12月11日付けで、平成5年11月から6年10月までは8万円、同年11月から7年2月までは9万2,000円に引き下げられているが、社会保険事務所において、このような遡^{そきゅう}及による標準報酬月額の減額訂正を行う合理的な理由は見当たらない。

また、登記簿謄本から、申立人は、平成7年4月10日にA社の代表取締役から取締役となり、同年11月14日に取締役を辞任していることが確認できる。

さらに、従業員から聴取したところ、「申立人の後に就任した代表取締役が財務の権限を有しており、申立人は代表取締役を辞任後は権限を持つ

ていなかった。」また、「私が退職した平成7年11月ごろには、申立人は出社していなかった。」と証言していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た50万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間②について、申立人は、平成7年11月ごろまでA社に勤務していたと主張しているが、複数の従業員から聴取したものの、申立人の申立期間に係る勤務実態を確認できる証言を得ることはできなかった。

また、社会保険庁の記録から、申立人が、平成7年4月1日から13年6月まで国民年金に加入し、国民年金保険料を完納していることが確認でき、申立人も、「妻が国民年金加入手続を区役所で行った。」旨を証言している上、7年4月1日から国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 1549

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和35年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年12月31日から35年1月1日まで
社会保険庁の記録では、A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険被保険者期間が欠落しているが、同社を昭和34年12月31日に退職しており、資格喪失日は35年1月1日となるので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保管する昭和34年12月分給料支払明細書及び申立人の備忘録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の保管する給料支払明細書から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和35年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを34年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和48年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年1月31日から同年2月1日まで
社会保険庁の記録によると、A社B工場での資格喪失日が昭和48年1月31日となっており、1か月間の加入期間が欠落している。私は、同年2月1日に同社B工場から同本社に転勤しただけであり、同社B工場での資格喪失日は同年2月1日のはずである。

申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の在籍証明書から判断すると、申立人は同社に継続して勤務（昭和48年2月1日に同社B工場から同本社に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場における昭和47年12月の社会保険事務所の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和48年2月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月

の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 7 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月から 49 年 3 月

私は、30 歳になった昭和 50 年*月ごろ、母親と町役場に行き、国民年金の加入手続を行い、町役場の担当者に、今ならさかのぼって納付できるとの説明を受け、過去 10 年分位の国民年金保険料を窓口で納付した。

その時納付した金額は 4 万円弱だったと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、30 歳になった昭和 50 年*月ごろに国民年金の加入手続を行い、その際、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張しているが、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間の保険料をさかのぼって納付した場合の保険料額と相違している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人は、昭和 51 年 12 月に加入手続を行ったものと推認され、その時点では、特例納付は実施されていない上、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立人は、申立期間から国民年金の加入手続を行ったと推認される期間を通じて同一町内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認される昭和 51 年 12 月を前提とすると、記録上納付済みとなっている申立期間直後の 49 年 4 月からの保険料は、さかのぼって納付されたことになり、その保険料額は、申立人が申立期間の保険料を納付したとする金額とおおむね一致している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 2719

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 53 年 3 月まで

私の母親が、昭和 47 年に近所の世話役の人の勧めにより私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、加入を勧めてくれた世話役の人が、自宅に集金に来ていたので、母親が納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、高齢であることから、当委員会では母親から当時の状況を聴取することができない上、申立人自身は加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、当時の具体的な加入状況及び納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和 47 年に申立人の母親が国民年金の加入手続を行っており、当時、母親から年金手帳を受け取ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払い出し時期から、母親は、53 年 7 月に加入手続を行ったこと、及び当該手帳は 49 年以降に発行されている手帳であることが確認できることから、53 年 7 月の時点では、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳の払い出しや過年度納付等を行った形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年12月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月から50年9月まで

私の父親は、私が20歳になったころ、私の国民年金の加入手続きを行い、その後、家族の保険料と一緒に私の国民年金保険料を納付していたはずである。父親は、子供が独立するまでは、子供の保険料も一緒に納付していた。

私は、父親や姉の国民年金保険料が納付済みとされているにもかかわらず、私の保険料のみ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳になったころ、申立人の父親が、国民年金の加入手続きを行い、その後、国民年金保険料を納付していたと思うと主張しているところ、申立人自身は、国民年金の加入手続き等に直接関与しておらず、その父親も既に他界している上、その父親が申立人と一緒に保険料を納付していたとする申立人の姉からも証言を得ることができないことから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者における国民年金被保険者の資格取得日から、申立人が昭和52年12月ごろに国民年金の加入手続きを行ったものと推認できるところ、その時点において、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は、申立期間から国民年金の加入手続き時期を通じて同一市内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 2721

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月から 55 年 3 月まで

私は、昭和 51 年 1 月に実家を出て、市役所の支所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を、私が居住していたアパートの大家へ渡して、大家が集金人へ納付していた。

私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を当時申立人が居住していたアパートの大家に渡し、その大家が集金人へ納付していたと主張しているところ、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身は、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする大家との連絡も取れないため、申立期間当時の保険料の納付状況は不明確であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和 51 年 1 月ごろに、当時居住していた市の支所で国民年金の加入手続きを行ったと主張しているが、申立人が加入手続きを行ったとする市に居住していたのは 56 年 1 月から同年 11 月までであることが、申立人の父親の戸籍の附票により確認できることから、申立内容と一致しない上、申立人の国民年金手帳記号番号は同市に居住中の 56 年 3 月ごろに払い出されており、その時点では、申立期間の過半は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 2722

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 1 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月から 56 年 3 月まで

私は、昭和 56 年に結婚したことを機に、将来のことを考えて国民年金に加入した。申立期間の国民年金保険料については、数日後に送付されてきた振込用紙を使用して私の妻が納付したはずであり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚をした昭和 56 年に申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を振込用紙を使用して納付したと主張しているが、当時は、特例納付は実施されておらず、44 年 1 月までさかのぼって保険料を納付することができない時期であることから、申立内容と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人は昭和 56 年 12 月に加入手続を行ったものであることが確認でき、その時点では、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立期間のうち、昭和 54 年 10 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については過年度納付を行うことは可能であるが、申立人の記憶する保険料額は当該期間の保険料を一括して納付した場合の保険料額と大きく乖離^{かいり}している上、社会保険事務所に保存されている領収済通知書にも、当該納付に係るものは見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年5月から54年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月から54年11月まで

私は、昭和49年5月に、夫から独立して店を経営するようになった。その後、市役所から国民年金の加入促進の案内が届いたので、同年8月又は同年9月ごろに、同市役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後は、毎月、店に来ていた女性の集金人に国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、申立期間当時、毎月、保険料を納付していたと主張しているものの、実際の保険料の納付周期と相違しているなど、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が厚生年金保険に加入していた記録はあるものの、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 2724

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 5 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 5 月から 53 年 3 月まで

私は、昭和 50 年 5 月に会社を退職後、市役所で妻とともに国民健康保険と国民年金の加入手続をした。国民年金保険料については、夫婦二人分の保険料を一緒に納付書により金融機関で納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 5 月に会社を退職後、夫婦二人で国民年金の加入手続を行い、申立人が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、現在所持している年金手帳以外に手帳を所持していた記憶はないと述べている上、申立期間当時の保険料の納付時期、納付金額等の記憶が不明確であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと主張しているが、その妻についても、申立人と同様に申立期間の保険料が未納となっている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 53 年 12 月に夫婦連番で払い出されていることが確認できるが、申立人は、過年度納付等により申立期間の国民年金保険料をまとめて納付した記憶もなく、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から17年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から17年4月まで

私は、20歳になる少し前に実家に年金手帳が届いたが、当時、学生であったため、申請免除と学生免除の手続を行った。大学を卒業後、平成14年12月に転居してからは、自宅に納付書が送付されてきたので、駅前のコンビニエンスストアか郵便局で納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、当初、毎月コンビニエンスストアで納付していたと主張していたが、その後、郵便局で納付していたかもしれないと申立内容が変遷している上、コンビニエンスストアで保険料が収納できるようになったのは平成16年度以降であることから、申立内容と一致しない。

また、申立人は、転居前の期間の国民年金保険料について、転居前の市で納付した記憶はない上、転居後にまとめて納付した記憶もないと述べていることから、当該期間の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

私は、昭和 36 年 5 月に結婚し、しばらくして夫婦そろって国民年金に加入し、国民年金保険料を集金人に納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 5 月ごろに国民年金の加入手続を行い、加入直後から集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が居住していた市では、当時、集金人制度が存在していなかったことが確認できることから、申立内容と一致しない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと主張しているが、その夫についても、申立人と同様に申立期間の保険料が未納となっている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 41 年 8 月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から56年3月までの期間、同年10月から同年12月までの期間、61年1月から平成4年5月までの期間、同年8月から同年9月までの期間、10年2月から同年3月までの期間、11年9月から同年10月までの期間及び13年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和50年7月から56年3月まで
② 昭和56年10月から同年12月まで
③ 昭和61年1月から平成4年5月まで
④ 平成4年8月から同年9月まで
⑤ 平成10年2月から同年3月まで
⑥ 平成11年9月から同年10月まで
⑦ 平成13年3月

私は、会社を退職後、しばらくして区役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、同区役所の窓口及び金融機関で納付書により納付していた。加入当初のころは、まとめて保険料を納付し、その後、毎月、保険料を納付していた。また、1年分の保険料を前納したこともあった。私は、保険料をすべて納付していたにもかかわらず、申立期間①から⑦までの保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後、国民年金の加入手続を行い、加入当初に国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成6年11月に払い出されていることから、その時点で、申立期間①から④までの期間は、時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は、申立期間①から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた

形跡も見当たらない上、申立人の保険料の納付記録によると、現に、同年 11 月に、さかのぼって納付することが可能である程度の申立期間④直後の 4 年 10 月から 6 年 3 月までの期間について、過年度納付していることが確認できる。

また、記録上、申立期間①から④については平成 6 年 11 月に、同じく、申立期間⑤から⑦については 13 年 8 月に、さかのぼって国民年金被保険者資格の確認が行われており、これを前提とすると、申立期間はいずれもその当時、未加入期間であったと考えられる。

さらに、申立期間は 7 回に及び、これだけの回数 of 事務処理を行政側が誤ることも考えにくい。

加えて、申立人が申立期間①から⑦までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに同期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 5 月 1 日から 49 年 6 月 1 日まで
ねんきん特別便で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社の厚生年金保険の記録が無いことが分かった。私は、社会保険が途切れないうちを付けていたので、加入記録が無いことは考えられない。申立期間について、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは、同僚の証言から推認できる。

しかし、A社の総務担当者は、「同社では、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではない。」と供述している。

また、同僚で申立人と同じ職種のデザイナーの2名は「A社では、厚生年金保険と雇用保険に加入していた。」と供述しており、上記の総務担当者は、「同社では厚生年金保険と雇用保険は一体加入の取扱いであった。申立人を厚生年金保険に加入させていたかどうかは記憶に無いが、雇用保険に加入していないのであれば、厚生年金保険には加入させていない。」と供述しているところ、申立人は、同社において雇用保険に加入していない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月30日から24年5月20日まで
② 昭和27年11月から31年1月まで
③ 昭和40年8月から42年12月まで

社会保険庁の記録によると、A基地内B事業所でウェイターをしていた期間、C基地内D事業所のウェイターをしていた期間及び日雇労働者としてE社で働いていた期間の被保険者記録が無いが、3つの期間を被保険者であった期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は給与より厚生年金保険料を控除されていたと申し立てているが、進駐軍労務者が厚生年金保険の被保険者資格を取得できるようになったのは、昭和24年1月1日以降であり、社会保険庁の記録により、A基地を管轄するF渉外労務管理事務所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、同年4月1日であることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するF渉外労務管理事務所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立人が当該事務所で被保険者資格を取得したのは、同年8月31日であることが確認できる。

さらに、F渉外労務管理事務所における申立人の在籍記録をG防衛施設事務所に照会したが、申立人の在籍記録を確認することはできず、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

加えて、申立人は当時の同僚の氏名を記憶しておらず、申立期間当時の勤務実態等を確認することができない。

申立期間②については、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が昭和28年10月1日から31年1月まで

D事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、上記の被保険者名簿により、D事業所は、健康保険のみの加入を選択した任意包括適用事業所であるため、同名簿に記載された者すべてが厚生年金保険の被保険者となっていないことが確認できる。

また、D事業所は昭和36年12月1日に健康保険の適用事業所でなくなっており、現存していない上、当時の事業主も住所が不明であることから、申立てに係る証言を得ることができず、当時の資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）も無いことから、申立人の厚生年金保険の適用の状況及び給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することはできない。

さらに、申立人は当時の同僚の名前を記憶しておらず、給与明細書等の資料を保持していないため、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除を確認することができない。

申立期間③については、申立人は給与より厚生年金保険料を控除されていたと申し立てているが、申立人をタクシー会社へあっせんしていたH労働組合は、「申立期間中に、組合よりあっせんしていた運転手の雇用形態はすべて日雇運転手であり、社会保険の加入はしていなかった。」と証言している。

また、E社は、「申立人の雇用記録、人事記録の保存をしていないため、詳細については不明である。」としており、申立人の当該事業所における勤務状況、厚生年金保険の適用の状況及び給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することはできない。

さらに、申立人は当時の同僚の名前を記憶しておらず、給与明細書等の資料を保持していないため、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除を確認することができない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から 44 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間についてA社B支店に勤務していた。当時、同じ仕事をしてきた同僚は皆、同社に勤務していた時の厚生年金保険を受給しているため、社会保険事務所に再三調査を依頼したが、記録は無いとの回答だった。

私だけ申立期間の支給が受けられないのは納得できない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社OB会名簿、当時の写真及び関係者の証言から申立人が申立期間において同社B支店に勤務していたことが認められる。

しかし、申立人は、「一日当たり、最低5時間の勤務であった。」と述べている上、申立期間当時、当該事業所に勤務し、同種の仕事をしてきた複数の同僚は「通常は一日当たり、7時間の勤務であったが、申立人は、ほかの同僚とは違う短時間勤務の勤務形態であった。」と供述しているところ、事業主も「勤務時間、勤務日数が社会保険の加入条件に満たない場合は厚生年金保険に加入させない取扱いをしていた。」と回答していることを踏まえると、申立人は厚生年金保険に加入しない雇用形態であったと考えられる。

また、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の名前は無く記載内容や手続等にも不自然な形跡は無い上、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録も無い。

さらに、給与明細書等申立人が事業主により申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる資料は無く、ほかに保険

料控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 6 月ごろから同年 11 月 1 日まで
私は高校卒業後の昭和 43 年 6 月に A 社に正社員として入社し、44 年 2 月まで事務員として働いた。仕入、支払、給与の仕分、毎日の現金の出し入れ及び B の手伝いを行い、午前 7 時から午後 10 時や 12 時までになることもあり、疲労のため退職した。しかし、社会保険庁の記録では、同年 11 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得したことになっており納得がいらず、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶していた A 社の同僚が、「申立人は新卒で採用された。」と証言しており、健康保険組合の記録からも、少なくとも同社における昭和 43 年 7 月 1 日からの勤務実態が確認できる。

しかし、A 社の取締役 1 名は、「明確ではないが当時は試用期間があり、試用期間は人によって異なっていた。」と供述している。

また、複数の同僚は、「当時、試用期間があった。」と供述している。

さらに、上記の同僚の雇用保険の資格取得日と厚生年金保険の被保険者資格取得日はほぼ一致しているところ、申立人の雇用保険の取得日は、厚生年金保険の取得日と同日の昭和 43 年 11 月 1 日であることが確認できる。

加えて、A 社は既に解散しており当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は保管しておらず、申立期間に係る事業主による給与からの厚生年金保険料の控除について確認はできない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 3 月 7 日から 55 年 9 月 21 日までの間のうちの 2 か月間
② 昭和 57 年 10 月 16 日から 62 年 8 月 1 日までの間のうちの 2 か月間

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社及びB社の申立期間の加入記録が無かった。

A社及びB社に2か月間勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚2名の証言から、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、同僚2名は「A社には3か月か6か月の見習期間があった。」、他の同僚1名は「3か月の採用期間(見習期間)の規定があり、同期間を経過しないと社員の資格が得られない。この期間中は社会保険(厚生年金保険)に加入できない。」と証言しているところ、申立人はA社での雇用形態をアルバイトと述べている。

また、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

申立期間②について、雇用保険の加入記録から、昭和61年10月1日から62年1月25日まで申立人がB社に勤務していたことが確認できる。

しかし、B社が公共職業安定所に提出した求人票では、申立期間に係る雇用契約は、期間が昭和61年9月8日から62年3月31日までの臨時雇用となっている。

また、社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

申立期間①及び②について、A社及びB社共に、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の関係資料は保管されておらず、両社の申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、申立人が事業主により給与から厚生年金保険を控除されていたことが確認できないほか、申立人も給与明細書等の資料を保管しておらず、厚生年金保険が控除されていた記憶も曖昧である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 11 月 22 日から 8 年 10 月 28 日まで
申立期間は、A社B工場に勤め、配線板の検査修正作業をしていた。
社会保険庁の記録では平成 5 年 10 月から 12 年 11 月まで国民年金の加入期間となっているが、勤めていた期間は会社から健康保険証をもらった記憶があり厚生年金保険に加入していたはずである。調査し年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する預金通帳、上司の証言及び雇用保険の記録から、申立人がA社B工場にパートタイマーとして勤務していたことは確認できる。

しかし、同僚が当時のパートタイマーであるとして名前を挙げた複数の者も、当該事業所において厚生年金保険の被保険者になっていないことが確認できる。

また、A社の加入するC健康保険組合からの回答では、申立人が同組合の被保険者であった記録は無いとしている。

さらに、D市の保管する記録によれば、申立人は、申立期間を含む平成 5 年 10 月から 12 年 11 月まで国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認することができる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 7 月 1 日から 29 年 7 月 31 日まで
② 昭和 29 年 8 月 8 日から 32 年 4 月 14 日まで

社会保険事務所で厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務した期間が脱退手当金として受給した記録になっている。私は昭和 34 年 4 月に加入した共済組合の退職一時金については請求し、受給した記憶があるが、申立期間の脱退手当金については請求したことも受給したこともないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する「昭和 35 年度脱退手当金決定控」には、申立人に係る脱退手当金の請求受付日（昭和 35 年 5 月 4 日）、支給資格期間及び支給決定額が記載されている上、申立人が勤務していた事業所に係る厚生年金保険被保険者台帳にも、脱退手当金の支給記録があり、いずれも申立期間の脱退手当金の支給期間及び支給額が一致するとともに、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月から 41 年 12 月まで

私は、昭和 40 年 1 月から 41 年 12 月まで A 社に勤務していたが、社会保険庁の記録では、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い場合、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、知人の紹介で申立期間について A 社に勤務し、5 名程度で組になって配管工事などに従事していたと述べていることから、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険庁のオンライン記録から、A 社名で検索してみると 300 社以上が存在し、また、申立人が B 県内に主に勤務していたと述べていることから、B 県内に絞っても 49 社存在しているところ、申立人が A 社の正式名称及び所在地を記憶していないことから同社を特定することができない。

また、B 県内に存在し、申立期間以前に厚生年金保険の適用事業所となっている A 社名の 14 事業所について、被保険者縦覧照会回答票で検索したが、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、申立人は同僚等の名前を記憶していないことから、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

加えて、申立人は、事業主から厚生年金保険料を控除されていた資料を保管していない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 56 年 7 月 1 日まで
私は、申立期間にはA社社員寮の寮母兼管理人として住み込みで継続して勤務していた。この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録から、申立人が昭和38年4月1日から56年6月30日までの間、同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人はA社における厚生年金基金の加入記録が無い。

また、社会保険庁のオンライン記録から、申立人は、高齢者の任意加入申出を昭和45年6月1日に国民年金に届け、50年5月まで保険料を納付しており、同年7月から国民年金を受給していることが確認できることから、申立人は、当時、厚生年金保険に加入していなかったと考えるのが自然である。

さらに、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、整理番号に欠番も見られない。

さらに、申立人は給料明細書等の資料を所持しておらず、A社においても、当時の資料を保管していないことから事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 1560

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 1 月 1 日から 10 年 1 月 31 日まで
社会保険庁の記録では申立期間の標準報酬月額が 9 万 8,000 円となっているが、申立期間当時の給料は 68 万円であり、役員報酬の内容にも変更は無かったので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、59 万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 10 年 1 月 31 日の後の同年 2 月 6 日付けで、9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、商業登記簿謄本から、申立人はA社の取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間の標準報酬月額の減額訂正について、具体的な期間や金額について「聞いていないし、知らされなかった。また関与もしていない。」と主張しているが、A社の複数の取締役から聴取したところ、「申立人が実質的な経営者であり、社長は名ばかりだった。」、「申立人は資金繰りを管理しており、社会保険の手続にも関与していた。」、「会社のことは、申立人がすべて一人で仕切っていた。」との供述があることから、申立人が当該訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、取締役である申立人が自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 21 日から 36 年 8 月 25 日まで
② 昭和 36 年 10 月 18 日から 41 年 3 月 26 日まで
③ 昭和 41 年 7 月 18 日から同年 9 月 26 日まで
④ 昭和 41 年 9 月 26 日から 42 年 5 月 1 日まで
⑤ 昭和 42 年 6 月 1 日から 43 年 6 月 8 日まで

私は、A社を昭和 43 年 6 月 8 日に退職した。社会保険庁の記録によると同社を退職した約 3 年後の 46 年 12 月 10 日に脱退手当金を受け取った記録になっている。脱退手当金の支給を行った記憶も、受け取った記憶も無い。退職してから 3 年もたって脱退手当金を受け取るはずは無く、受け取るなら退職と同時に受け取るはずである。

申立期間を厚生年金保険被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務した 5 社について、申立人は同一の厚生年金保険記号番号で資格取得し、すべて脱退手当金の請求の対象となっている上、A社及びB社の 2 社に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示に丸印が付されており、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴は無く、厚生年金保険の被保険者資格喪失後、19 年たった昭和 61 年 4 月の制度改正以降に国民年金の加入手続を行っていることを踏まえると、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうか

がわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年から 38 年 6 月 1 日まで
社会保険庁の記録では、昭和 35 年から 38 年 5 月までの期間についての厚生年金保険被保険者記録が無いが、A社の洋裁工場で洋裁縫製の仕事をしていた。B工場長をはじめ、仲間 30 人ほどで毎日仕事を3年間していた。当該期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が名を挙げた同僚の氏名が、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が名を挙げた同僚5名のうち3名はA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が無く、同時期に勤務していた同僚で聴取することができた5名は、申立人のことを記憶していない。

また、入社と同時に厚生年金保険に加入したとする同僚がいる一方で、申立人が名を挙げた同僚で被保険者となっていない者や入社してから2、3年後に厚生年金保険に加入したとする同僚がいることから、同社においては、従業員ごとに厚生年金保険の資格取得について異なる取扱いをしていたことがうかがえる。

さらに、申立人は給与明細書等の資料を所持しておらず、A社は当時の資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を保管していないことから、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することはできない。

このほか、厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年9月1日から45年8月1日まで
② 昭和46年7月15日から47年9月1日まで

私はA社に昭和42年9月ごろ入社し、経理事務として6年間継続勤務した。ところが厚生年金保険の記録では入社から3年間と、途中約1年間が抜け落ちている。自らが社会保険事務を担当していたので社会保険事務所への届け出は正しく行っていたし、私の毎月の給料からは保険料が控除されていたにもかかわらず、記録が無いのは納得いかない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係るA社における同僚の供述及び雇用保険被保険者記録から、申立人は、昭和43年4月17日から48年12月15日まで、同社に勤務していたことが認められる。

しかし、申立期間①のうち昭和42年9月1日から43年4月16日まで、当該期間にA社に在職していた者は申立人を記憶しておらず、同社の事務担当者は、申立人の入社日は雇用保険の資格取得日である43年4月17日ではないか、と供述をしている。

また、昭和43年4月から45年1月までの期間については、申立人の前任として経理事務を担当していた同僚は、申立人の給与から保険料を控除した記憶は無いと供述している。

申立期間②について、事業主の親族が「A社では、厚生年金保険の取扱いは従業員の希望を聞いていたように記憶している。」と述べているところ、申立人と同時期に被保険者資格を喪失し、再度取得している者は、「A社を退職しようと思い、被保険者資格を喪失してもらった。結局、退職はせず、翌月に再度、被保険者資格を取得させてもらった。」旨の供述

をしている。

また、社会保険事務所が保管しているA社の厚生年金保険被保険者原票において、申立人が昭和45年8月1日に整理番号*番として資格取得し、46年7月15日に資格喪失し、その後、47年9月1日に*番として再度資格取得したことが確認でき、社会保険事務所の一連の事務処理に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立期間に係る給与明細書等、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 1564

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 18 日から 36 年 5 月 16 日まで
私が 60 歳の年金手続のため社会保険事務所へ行ったところ、A社で勤務した厚生年金保険は脱退手当金として支給されていることを初めて知った。

しかし、私は脱退手当金を受給した覚えは無く、自ら受給の手続をしたはずもないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する、申立人の申立期間に係るA社の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日を含む、昭和 34 年から 39 年までに資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす 19 名の脱退手当金支給記録を確認したところ、全員が資格喪失日から 9 か月以内に支給決定されているほか、同一営業所に勤務し、申立人と同一日に脱退手当金が支給されたとされる同僚は、脱退手当金の請求手続について、事業所が代行してくれたと証言していることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 7 か月後の昭和 36 年 12 月 27 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月1日から30年4月1日まで
私は、駐留軍のA司令部に勤務し経理係として船荷証券の金額の計算をしていた。給料から厚生年金保険料が控除されていたと記憶している。社会保険庁の記録には、申立期間について、厚生年金保険の記録が無いが、加入していたはずであり、調査し年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事務所から提出された「^{じょうよう}連合国軍関係常備使用人登録票」及び同僚の証言から、申立人が昭和27年6月9日から29年9月4日までの期間に駐留軍のA司令部に勤務したことは認められる。

しかし、厚生省保険局長から各都道府県知事あてに通知された「駐留軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」（昭和26年7月3日保発第51号）によると、昭和26年7月1日からは、非軍事的業務に使用される者及びハウス等個人的に使用されるに至った者は厚生年金保険の強制被保険者にならないこととされているところ、申立人の申立期間における業務については経理係であった、と述べていることから、非軍事的な業務として、厚生年金保険の強制被保険者でなかったことがうかがえる。

また、社会保険事務所が保管する被保険者名簿を確認したところ、申立人の名前は見当たらない。

このほか、厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和25年7月18日から29年3月27日まで
平成4年6月に、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給していると言われた。

私は、もらった覚えが無いので、勤務していた事業所を管轄していた社会保険事務所に再度確認してもらったが答えは変わらなかった。しかし、私は、脱退手当金を請求した覚えも無く、受領もしていないので、申立期間について、被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給を示す「脱手」の表示がされている上、申立期間の脱退手当金の支給時期が通算年金制度施行前であったことを勘案すると、申立期間の事業所を退職後、昭和38年8月まで厚生年金保険に加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さやうかがえない。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さやうかがえないほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 2 月 1 日から 37 年 2 月 1 日まで
社会保険庁の記録によると、A社B工場で昭和 37 年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年 4 月 28 日に脱退手当金が支給されたことになっているが、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 15 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後 2 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給資格のある者は 27 人おり、うち 25 人について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち申立人を含めて 21 人については、資格喪失日から 2 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされているとともに、脱退手当金支給記録のある同僚の 1 人は、「退職時に会社から脱退手当金について口頭による説明があり、会社が一括手続をした。その時、印鑑と厚生年金保険被保険者証を会社に預けた。」と証言している上、事業主も退職時に脱退手当金に関する説明を行っていたと回答していることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 37 年 4 月 28 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 10 月 15 日から 46 年 6 月 1 日まで
② 昭和 46 年 11 月 27 日から 47 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 45 年 10 月 15 日に A 社に入社し、50 年 6 月 3 日に退職するまで勤務していた。しかし、厚生年金保険被保険者記録では、46 年 6 月 1 日から取得していることになっており、また途中、一旦退職した扱いにもなっている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 社が申立人に授与した表彰状から、申立人が昭和 45 年 10 月 15 日から同社に勤務していたことは確認できる。

一方、A 社に照会を行ったところ、「申立期間当時の社員の記録及び社会保険に関する書類を保管していないため、申立人の厚生年金保険の加入については不明である。」としながらも、「入社して数か月の見習い期間を経過後に、社会保険に加入する。厚生年金保険と健康保険の加入は一体である。」と説明しているところ、申立人の健康保険の資格取得日は厚生年金保険の被保険者資格取得日と同日の昭和 46 年 6 月 1 日であることが確認できる。

また、申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚は、「当時、A 社には見習い期間があったが、その期間は、職歴などにより一定ではなかったはずである。」旨供述していることから、申立人においても入社後、見習い期間があったことがうかがえる。

申立期間②について、雇用保険被保険者記録があることから、申立人が申立期間に A 社に在職していたことが確認できる。

しかし、A社が加入しているB健康保険組合の加入記録は、社会保険庁が管理する同社の厚生年金保険被保険者原票の記録と一致している。

また、申立人は、「申立期間②あたりに病気療養のため1か月か2か月程度休職し、無給だったことがある。また、その期間の社会保険料は会社から請求された記憶は無い。」旨供述しており、申立人が休職していたとする期間が申立期間②であることがうかがわれる。

さらに、A社は、「申立期間当時の対応は不明だが、現在は、長期にわたる休職となる場合は、被保険者資格を喪失させ、保険料は控除しない対応である。」と説明している。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与台帳、給与明細及び所得税源泉徴収票等の資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年ごろから 44 年ごろまで

私は、A社において、昭和 36 年ごろから 44 年ごろまで作業現場の住み込みの賄い人として勤務していた。当時の所長は、B氏とC氏でした。健康保険にも加入していたので、厚生年金保険にも加入していたと思っていた。

申立期間について調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が挙げたC氏は、申立人は賄いの業務に就く社員であったと証言していることから、申立人のA社における在籍は確認できる。

しかし、A社は、「作業現場の賄い人として勤務していた社員は、現場で直接雇用する社員が多く、その場合は正社員ではなかったと考えられ、厚生年金保険に加入していないケースが多かった。」と説明している。

また、C氏は、申立人の厚生年金保険の適用については不明としており、B氏は既に死亡しているため、申立人の申立期間に係る事業主による給与からの厚生年金保険料の控除について確認はできない。

さらに、社会保険事務所が保管する申立期間に係るA社の厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の氏名は確認できず、整理番号の欠番は無い。

加えて、社会保険庁の記録から、申立人の国民年金記録は、申立期間内である昭和 40 年 11 月 1 日に資格取得し、47 年 3 月 19 日に喪失していることが確認でき、同期間は保険料納付済期間であることが確認できる。

このほか、A社が加入する国民健康保険組合は、資料の保存期間が経過しているため申立人の被保険者記録は確認できず、申立てに係る厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月10日から7年5月20日まで
私は、平成3年9月から7年5月まで継続して、A社で勤務していたのに、社会保険庁の記録では、6年2月から7年5月までの期間が未加入になっている。
この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、同僚の証言から期間は特定できないものの、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の雇用保険の記録は、平成3年9月10日から6年2月9日までとなっており、厚生年金保険の被保険者記録と一致する。

また、社会保険庁の記録から、A社は平成6年2月10日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

さらに、申立人の資格喪失処理は、資格喪失直後の平成6年2月16日に行われており、さかのぼった記録訂正等の事務処理上の不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 36 年 11 月 1 日まで

私は、中学校を卒業して昭和 33 年 4 月に A 社に入社した。業務内容は、機械工具の販売、営業だった。同社での被保険者資格取得日は、36 年 11 月 1 日となっており、申立期間に厚生年金保険に加入していないのはおかしいので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の在籍証明書及び同僚の証言から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人と同期入社した 3 名のうち、申立期間中に退職した 2 名については A 社において被保険者となっておらず、もう 1 名の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、申立人と同じ昭和 36 年 11 月 1 日となることが社会保険事務所の保管する同社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から確認できる。

また、昭和 36 年 5 月に A 社に入社したと供述している同僚の資格取得日も同年 9 月になっていることから、同社では、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことが推認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人の申立期間の記録が確認できない上、被保険者台帳記号番号払出簿及び申立人の被保険者台帳の記録とも社会保険庁のオンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 11 月ごろから 38 年 1 月 1 日まで
② 昭和 38 年 2 月 21 日から 40 年 4 月ごろまで
職業安定所の紹介により運転手としてA社に入社し、申立期間は確かに勤務していたので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 37 年 11 月ごろから 40 年 4 月ごろまでA社に勤務していたと主張している。

一方、社会保険事務所の保管する被保険者名簿では、申立人は昭和 38 年 1 月 1 日に資格取得し、同年 2 月 21 日付けで資格喪失をしている。

また、申立人と同様に運転手として勤務していた同僚から聴取したところ「申立人は 1 か月ぐらいで退職してしまった。」と供述している。

さらに、複数の同僚に照会を行ったものの、申立人が申立期間にA社に勤務していたことを確認できる供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②のいずれにおいても厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月ごろから同年 10 月ごろまで
② 昭和 35 年 10 月ごろから 36 年 4 月ごろまで
③ 昭和 36 年 4 月ごろから 38 年 4 月ごろまで

私は、昭和 35 年 4 月ごろから、A社B営業所の管轄である同社C作業所で高速道路建設工事に従事していた。

また、昭和 35 年 10 月ごろから 36 年 4 月ごろまではA社D作業所で河川工事等に従事し、同年 4 月ごろから 38 年 4 月ごろまではE県の同社F出張所でGダムその他Hダム、I県のJダム工事等を行っていた。いずれの現場でも事務担当者として採用され、作業記録や資材及び作業員の日当の請求等の仕事をしていた。

給与明細書は保管していないが、諸控除があったことを覚えているので、この期間について調査して厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な記憶及び申立期間の一部に係る写真から、申立人が申立期間において申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は「いずれの事業所においてもA社で勤務していた。」と述べているが、同社の事務代行をしているK社事務代行業務部人事グループの担当者は、「正社員については台帳が残っているものもあるが、申立人については資料が無く、申立人の在籍及び厚生年金保険料を給与から控除していたかについては不明である。」と回答している。

また、昭和 35 年 5 月にA社に入社したとする同僚が「私は現場作業員として臨時採用された。昭和 39 年 4 月ごろ本社採用試験を受けるように

言われ受験したことを覚えている。」と述べており、当該同僚の厚生年金保険被保険者資格取得日は同年3月1日であることから、同社においては、すべての従業員を厚生年金保険に加入させず、従業員ごとに区別した取扱いであったことがうかがえる。

さらに、申立人が名前を挙げた申立期間①、②及び③の各作業所の所長、申立期間③の直接の上司は、いずれも既に死亡しており申立人の申立期間に係る事業主による給与からの厚生年金保険料の控除を確認できる証言を得ることができず、A社の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月から28年4月まで
ねんきん特別便を確認したところ、看護師として勤務していた、昭和25年4月から28年4月までのA社の厚生年金保険被保険記録が抜けているので、調査していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間について、同僚の証言から、申立人が外科担当看護師としてA社に勤務していたのは確認できる。

しかし、社会保険事務所の保管するA社にかかる被保険者名簿を確認したところ、申立期間に同僚であった医師、看護師の被保険者資格取得日は、申立人の申立期間後である昭和28年11月1日となっていることが確認できる。

また、A社が保管する被保険者台帳を確認したところ、医師、看護師の厚生年金保険加入は昭和28年11月1日からと明記されていることから、同病院は、医師、看護師については同年11月1日以降に被保険者資格を取得させていたものと認められる。

このほか、申立人も、保険料控除を確認できる資料等を保管しておらず、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情も無いことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 18 年 6 月 1 日から 20 年 3 月 27 日まで
② 昭和 20 年 12 月 20 日から 22 年 1 月 13 日まで

申立期間①について、私は、昭和 18 年 6 月 1 日に旧制大学高等専門学校文系学生に対する学徒動員で戦時軍需工場に動員された。当時旧制大学の経済学部 2 年に在学中であり、A 社に動員され正社員と一緒に海軍輸送船の造船業務に従事した。

申立期間②について、B 社の総務部で、正社員として総務・人事給与・社会保険関係業務を担当した。保険料が控除されていたため、厚生年金保険に加入していたはずだ。申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、労働者年金保険法施行令（昭和 16 年勅令第 1250 号）第 10 条第 3 号及び厚生省告示第 50 号（昭和 19 年）により、学徒動員については厚生年金保険の被保険者から除外される取扱いとなっており、申立人は被保険者から除外される。

また、社会保険事務所の保管する A 社に係る被保険者名簿から、当時の同僚に照会を試みたものの、連絡先を把握することができず、同社における勤労働員学徒に対する厚生年金保険の取扱いを確認することができない。

申立期間②について、申立人が勤務していたと主張する B 社は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、B 社の事業内容は、「土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業」であったところ、当該事業内容の事業所が厚生年金保険の強制適用事業所として追加され

たのは昭和 28 年 9 月 1 日からとなっている。

さらに、B 社は昭和 22 年 4 月に、C 社に吸収合併されたことが同社の資料により確認できるが、同社は、人事記録等の関連資料は既に保存していないと回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。